株　主　各　位

証券コード　1400
平成30年３月８日

東京都新宿区西新宿七丁目22番36号
三井花桐ビル４階
ルーデン・ホールディングス株式会社
代表取締役社長　西岡　孝

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年３月27日（火曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト〔https://www.e-sokai.jp〕にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、50頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年３月28日（水曜日）午前10時30分（午前10時開場）

２．場　　所　東京都新宿区新宿六丁目14番１号
新宿文化センター　小ホール
（会場は昨年開催の定時株主総会と同じでございます。
詳細は末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第18期（自平成29年１月１日至平成29年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第18期（自平成29年１月１日至平成29年12月31日）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.ruden.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成29年１月１日
至　平成29年12月31日）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用の改善がみられ、景気は緩やかな回復基調が続いています。一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等により、先行きは不透明な状況です。

当社グループの既存事業と密接に関連する新築マンション市場、特に首都圏マンション市場におきましては、平成29年の年間供給戸数が前年に比べ微増したものの、契約率においても0.7ポイント減（民間調査機関調べ）となり、当連結会計年度において厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のなか、マンションデベロッパー及び管理会社との更なる関係強化及び新規法人開拓の強化に努め、販管費の継続的な見直しを行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,355百万円（前連結会計年度比4.5%減）、営業損失は51百万円（前連結会計年度は50百万円の営業利益）、経常損失は42百万円（前連結会計年度は65百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は60百万円（前連結会計年度は58百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

当社グループのセグメントは、平成29年５月29日にソフトウェア・コンテンツ事業に進出したことに伴い、「ハウスケア」「ビル総合管理」「総合不動産」「その他」の４セグメントとなりました。

ハウスケア事業におきましては、密接に関連する新築マンション市場、特に首都圏マンション市場が厳しい状況で推移したことで、マンションデベロッパー及び管理会社との更なる関係強化及び新規法人開拓の強化に注力し、また、中古マンション市場の拡大をはかってきましたが、予想を下回る結果となりました。

この結果、ハウスケア事業の売上高は866百万円（前連結会計年度比0.2%増）、営業利益は151百万円（同23.7%減）となりました。

ビル総合管理事業におきましては、新規民間物件を獲得することにより売上利益に貢献しましたが、官公庁の入札が想定通りに進まず、得意先の減額や現場人件費の高騰並びに人材募集費の増加に伴う経費増があり、予想通りの利益を上げることはできませんでした。

この結果、ビル総合管理事業の売上高は1,331百万円（同5.0%増）、営業利益は77百万円（同3.6%減）となりました。

総合不動産事業におきましては、売却予定物件が後ズレしたため、非常に厳しい状況で推移いたしました。

この結果、総合不動産事業の売上高は133百万円（同59.7%減）、営業損失は13百万円（前連結会計年度は13百万円の営業利益）となりました。

その他事業におきましては、本格的な販売には至っておらず、厳しい状況で推移いたしました。

この結果、その他事業の売上高は23百万円、営業利益３百万円となりました。

＜事業別の売上高＞

事業区分	第17期（平成28年12月期）		第18期（平成29年12月期）（当連結会計年度）		前連結会計年度比	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
ハウスケア事業	864,723	35.1	866,520	36.8	1,797	0.2
ビル総合管理事業	1,268,804	51.5	1,331,639	56.5	62,834	5.0
総合不動産事業	332,211	13.4	133,811	5.7	△198,400	△59.7
その他事業	－	－	23,225	1.0	23,225	－
合計	2,465,739	100.0	2,355,196	100.0	△110,543	△4.5

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、株式会社Ｐ２Ｐ　ＢＡＮＫの株式を取得し、平成29年５月29日をもって、同社を連結子会社といたしました。
当社は、平成29年５月31日付で、株式会社エルトレードの全株式を売却し、同社は当社の子会社ではなくなりました。
当社は、平成29年９月１日付で、100％出資子会社、株式会社Ｒ・Ｔ・Ｓリンケージを設立しております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第15期 (平成26年12月期)	第16期 (平成27年12月期)	第17期 (平成28年12月期)	第18期 (当連結会計年度) (平成29年12月期)
売　上　高(千円)	2,488,924	2,703,194	2,465,739	2,355,196
経常利益又は経常損失（△）（千円）	188,378	130,506	65,640	△42,355
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(千円)	158,712	39,602	58,023	△60,056
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	15.85	3.96	5.80	△5.93
総　資　産(千円)	2,148,649	2,080,616	2,232,389	2,408,507
純　資　産(千円)	1,684,050	1,799,795	1,958,468	2,033,468
１株当たり純資産額（円）	163.35	167.31	173.11	166.77

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．当社は平成26年２月13日開催の取締役会において、平成26年３月25日付で株式１株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。
なお、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第15期 (平成26年12月期)	第16期 (平成27年12月期)	第17期 (平成28年12月期)	第18期 (当事業年度) (平成29年12月期)
売　上　高(千円)	168,000	216,000	307,461	271,842
経　常　利　益(千円)	15,366	95,973	68,181	5,554
当期純利益又は当期純損失（△）(千円)	52,693	97,973	63,854	△66,859
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	5.26	9.79	6.38	△6.60
総　資　産(千円)	1,721,787	1,849,667	1,954,549	1,985,741
純　資　産(千円)	1,391,923	1,566,018	1,730,487	1,797,951
１株当たり純資産額（円）	134.17	143.96	150.34	144.04

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．当社は平成26年２月13日開催の取締役会において、平成26年３月25日付で株式１株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。
なお、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を表示しております。

(3) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ルーデン・ライフサービス	98,500千円	100%	新築マンションのコーティング等
株式会社ルーデン・ビルマネジメント	30,000千円	100%	総合ビルメンテナンス、不動産売買等
株式会社ツーエム	20,000千円	100%	総合ビルメンテナンス
株式会社R・T・Sリンケージ	10,000千円	100%	不動産売買等
株式会社P２P　BANK	96,250千円	54.5%	ソフトウェア開発

（注）１．平成29年５月29日に株式会社P２P　BANKの株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
２．平成29年５月31日付で、当社は、株式会社エルトレードの全株式を売却したため、同社は当社の子会社ではなくなりました。
３．平成29年９月１日に、株式会社R・T・Sリンケージを設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、基幹事業であるコーティング事業を再生し、充実した活動を行っております。その周辺事業領域での収益獲得を、その経営戦略として継続してまいります。

また、総合不動産事業においては、仕入物件の更なる見極め及び販路の拡大を行い確実な収益を継続して得られるようにするとともに、機動的な事業活動を展開してまいります。

当社グループは収益性と営業キャッシュ・フローの改善に向け、既存事業（ハウスケア事業）の季節性並びに特定販路への依存を改善し、また更なる営業・施工業務の効率性・有用性の向上を図るなど、以下のような経営基盤の確立に向けた施策を実施してまいります。

①ハウスケア事業の既存事業のうち特に収益性の高いものについて、その営業販路を、既存の新築マンション市場はもとより、中古マンション市場及び戸建住宅への販路拡大を推し進めてまいります。

②ハウスケア事業のリフォームについては、アウトソーシングを積極的に活用し、収益率の向上を図ってまいります。

③ハウスケア事業の一部として、ニーズの高いCO2削減等の環境問題に直結する新しい商材を組み入れ、季節性への課題に対応してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

当社グループは、ハウスケア事業、ビル総合管理事業、総合不動産事業及びその他事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

①ハウスケア事業

連結子会社である株式会社ルーデン・ライフサービスは、新築住宅をターゲットとして、そのデベロッパー及び管理会社に対し、内覧会のプロデュースを行うとともに、入居されるエンドユーザーに対し、住居の壁や天井等の居住空間（浴室・洗面所・キッチンの水回り等含む）に当社独自のブランド「ルーデン・プレミアムセラフィックス」を用いた、安全性が高く、抗菌性（通常の生活環境にいる細菌69菌、真菌159菌を抑止）、防カビ効果、消臭効果に優れたコーティングを行っております。このコーティング剤は、光触媒と違い暗い室内でも多孔質のセラミック膜が、VOC対策、防汚性等にも機能を発揮します。

既存住宅に対しては、管理会社の持つストック市場に対して様々なメニューを提案し、専有部及び共用部に対しサービスを提供しております。2020年以降のデベロッパーの業界再編を視野に入れ、新築及び既存住宅に対応できるサービスを充実させております。

②ビル総合管理事業

連結子会社である株式会社ルーデン・ビルマネジメント及び株式会社ツーエムは、事業用ビルの管理及びマンション管理（清掃管理・設備管理・保守管理・営繕管理等）のビルメンテナンスを行っております。また、首都圏及び都内23区内の公共施設の清掃・設備管理も委託されております。

③総合不動産事業

連結子会社である株式会社ルーデン・ビルマネジメント及び株式会社Ｒ・Ｔ・Ｓリンケージは都内23区及び都心部の収益物件の売買に注力しており、賃貸中の小規模ビルやアパート、区分マンションや事務所、店舗を積極的に取得し、バリューアップして売却する不動産再生ビジネスを行っております。その他、一戸建の開発やマンションのリノベーション、分譲用地の買収など不動産関連事業全般を行っております。

④その他事業

連結子会社であるＰ２Ｐ ＢＡＮＫは、イメージプロセッシングの技術を基盤に4K/8K、3D、VR、ARと2020年に向けてますます多様化する映像業界において、他社とは一線を画した独自の特許技術を活かした開発を行っております。

また、独自の3D技術による脳トレーニングサービスを開発し、年々増加する認知症予防対策事業も手掛け、併せてストレスチェック用途の「メンタルスコープ」を開発し、販売を予定しております。

(6) 主要な事業所及び営業所（平成29年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都新宿区

② 子会社

株式会社ルーデン・ライフサービス	東京都新宿区
東日本営業部	東京都新宿区
西日本営業部	大阪府大阪市淀川区
株式会社ルーデン・ビルマネジメント	東京都新宿区
株式会社ツーエム	東京都調布市
株式会社Ｒ・Ｔ・Ｓリンケージ	東京都新宿区
株式会社Ｐ２Ｐ ＢＡＮＫ	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ハウスケア事業	41（7）名	3名増(2名増)
ビル総合管理事業	23（516）名	3名増(25名増)
総合不動産事業	1（－）名	1名減(－)
その他事業	1（－）名	1名増(－)
全社（共通）	3（1）名	－（－）
合計	69（524）名	6名増(27名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3（1）名	－（－）	45.6歳	5.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成30年１月10日付で上海中信国際旅行社有限公司（ＣＩＴＩＣグループ）及び上海徳威企業発展股分有限公司との間で、業務提携を行うことを発表いたしました。

２．会社の現況

(1) 株式の状況(平成29年12月31日現在)

① 発行可能株式総数　19,767,200株

② 発行済株式の総数　10,361,300株

（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は350,000株増加しております。

③ 単元株式数　100株

④ 株主数　1,822名

⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ランドネットワーク	2,580,000株	24.90%
西岡　江美	689,600株	6.65%
西岡　勇人	688,000株	6.64%
西岡　夏奈子	688,000株	6.64%
加藤　匠翔	470,000株	4.53%
森　利子	390,000株	3.76%
西岡　史織	380,000株	3.66%
西岡　里紗	380,000株	3.66%
株式会社カプセルデヴィジョン	254,900株	2.46%
株式会社ピーチジャム	250,000株	2.41%

（注）持株比率は自己株式（200株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（平成29年12月31日現在）

名称		第７回新株予約権	第８回新株予約権	第９回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		平成25年３月13日	平成26年１月17日	平成27年３月13日	平成28年３月18日
新株予約権の数		4,500個	7,910個	5,270個	5,460個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　450,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　791,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　527,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　546,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使時の払込金額		１株当たり　96円	１株当たり　218円	１株当たり　287円	１株当たり　147円
権利行使期間		平成29年３月14日から 平成35年３月13日まで	平成31年１月17日から 平成36年１月16日まで	平成31年３月13日から 平成37年３月12日まで	平成32年３月18日から 平成38年３月17日まで
行使の条件		（注）１，２，３	（注）４，５，６	（注）２，３，７	（注）２，３，７
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　4,300個 目的となる株式数　430,000株 保有者数　２人	新株予約権の数　7,750個 目的となる株式数　775,000株 保有者数　３人	新株予約権の数　5,200個 目的となる株式数　520,000株 保有者数　３人	新株予約権の数　5,300個 目的となる株式数　530,000株 保有者数　３人
	社外取締役	新株予約権の数　200個 目的となる株式数　20,000株 保有者数　１人	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人	新株予約権の数　70個 目的となる株式数　7,000株 保有者数　１人	新株予約権の数　80個 目的となる株式数　8,000株 保有者数　１人
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人	新株予約権の数　160個 目的となる株式数　16,000株 保有者数　３人	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人	新株予約権の数　80個 目的となる株式数　8,000株 保有者数　１人

（注）１．新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

２．新株予約権者が本新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

３．本新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。

４．新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役及び監査役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

５．新株予約権者が本新株予約権の権利行使期間到来前または到来後において死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

６．本新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。但し、取締役会の承認を受けた場合はその限りではない。

７．新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西岡 孝	株式会社ルーデン・ビルマネジメント代表取締役 株式会社ツーエム代表取締役 株式会社R・T・Sリンケージ代表取締役
取締役会長	西岡 進	株式会社ウエスト代表取締役 株式会社ネオ・クラシカ代表取締役 株式会社日本ライフクリエイト取締役 株式会社P2P BANK取締役
取締役	佐々木 悟	管理本部長 株式会社ルーデン・ライフサービス代表取締役 株式会社ルーデン・ビルマネジメント取締役
取締役	丸山一郎	弁護士 東京晴和法律事務所パートナー弁護士
常勤監査役	小菅龍之介	行政書士 国土緑化株式会社監査役 オフィス装備株式会社監査役 株式会社ルーデン・ライフサービス監査役 株式会社ルーデン・ビルマネジメント監査役 株式会社ツーエム監査役 株式会社R・T・Sリンケージ監査役 株式会社エヌ・ティー・エス監査役 小菅総合事務所 代表
監査役	山田 努	税理士 山田努税理士事務所 代表 株式会社イーストアンドウエスト監査役 株式会社日本ライフクリエイト監査役 株式会社カプセルデヴィジョン監査役 株式会社ウエスト監査役 株式会社ピーチジャム監査役 株式会社東京セキュリティ監査役 株式会社ランドネットワーク監査役 株式会社P2P BANK監査役
監査役	小山信二郎	弁護士、税理士 市ヶ谷総合法律事務所 代表 AET債権回収株式会社取締役 財団法人日本企業構造改革機構 理事長

（注）1.取締役丸山一郎氏は、社外取締役であります。
2.監査役山田努氏及び監査役小山信二郎氏は、社外監査役であります。

3．社外監査役山田努氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役山田努氏は、税理士の資格を有しております。
4．社外監査役小山信二郎氏は、以下のとおり、法務及び財務並びに会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役小山信二郎氏は、弁護士及び税理士の資格を有しております。
5．当社は、取締役丸山一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役丸山一郎氏は100万円又は法令が定める額のいずれか高い額、監査役山田努氏及び監査役小山信二郎氏は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給員数	報酬額
取締役 （うち社外取締役）	4名 （1名）	109百万円 （1百万円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	6百万円 （2百万円）
合計 （うち社外役員）	7名 （3名）	116百万円 （4百万円）

（注）1.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2.取締役の報酬額は、平成14年２月25日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3.監査役の報酬額は、平成16年５月28日開催の臨時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。

4.上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

・ストック・オプションによる報酬額62百万円（取締役４名に対し62百万円（うち社外取締役１名に対し０百万円）、監査役３名に対し０百万円（うち社外監査役２名に対し０百万円））

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

・取締役丸山一郎氏は、東京晴和法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は、東京晴和法律事務所との間に特別な関係はありません。

・監査役山田努氏は、山田努税理事務所の代表であります。当社は、山田努税理事務所との間に特別な関係はありません。また、山田努氏は、株式会社イーストアンドウエスト、株式会社日本ライフクリエイト、株式会社カプセルデヴィジョン、株式会社ウエスト、株式会社ピーチジャム、株式会社東京セキュリティ、株式会社ランドネットワーク及び株式会社P2P ＢＡＮＫの監査役であります。株式会社ランドネットワークは、当社の議決権を24.90%、株式会社

カプセルデヴィジョンは、当社の議決権を2.46%、株式会社ピーチジャムは、当社の議決権を2.41%保有する大株主であります。株式会社ランドネットワーク、株式会社ウエスト、株式会社イーストアンドウエスト、株式会社日本ライフクリエイト、株式会社カプセルデヴィジョン、株式会社東京セキュリティ及び株式会社P2P BANKは、当社と関連当事者の関係であります。株式会社ピーチジャムとの間に特別な関係はありません。

・監査役小山信二郎氏は、市ヶ谷総合法律事務所の代表及びAET債権回収株式会社の取締役であります。当社は、市ヶ谷総合法律事務所及びAET債権回収株式会社との間に特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活　動　状　況
取締役　丸　山　一　郎	当事業年度に開催された取締役会19回のうち16回に出席いたしました。弁護士の資格を有しておりますので、主に法務の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　山　田　　努	当事業年度に開催された取締役会19回のうち16回に出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の税務関連について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　小　山　信二郎	当事業年度に開催された取締役会19回のうち16回に出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。弁護士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の行政関連について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　霞友有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,980千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,980千円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行条項、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を決定することといたします。監査役会は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、悪意又は重大な過失があった場合を除き、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価の額として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額を限度としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程をはじめ社内規程により、管理責任者、保管方法、保存期間を定めており、適時、運用状況の検証、各規程の見直しを行う。また、取締役及び監査役は、常時当該情報等の閲覧が可能としている。

② 当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、ＣＳＲ委員会をはじめ、取締役及び経営執行者は適宜リスク管理を行う一方、自社の経営目的に影響を与えるリスクを認識し、リスクに対する取り組みを決め、その取り組みがうまく行われているかどうかをモニタリングし、問題があれば改善するマネジメントシステムを構築する。

災害時の発生に備え、生命の安全確保・安否確認体制を整備するとともに、重要業務の継続・中断した場合でもその早期復旧を目指した体制作りを推進する。

③ 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、取締役会は経営方針等の重要事項の意思決定並びに取締役の職務執行及び執行役員の業務執行を監督し、執行役員は、取締役会で定められた職務分担に基づき業務を執行する。

当社及び当社グループの取締役会は中期経営計画・年度予算を策定し、執行役員はその達成に向けて業務を執行する。

④ 当社及び当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の代表取締役社長の直轄委員会として当社グループの取締役・使用人で成り立つＣＳＲ委員会を設置し、コンプライアンス活動の充実と商材及びサービス等の品質向上を維持する。

その他取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する社内規定・運用等を定期的に見直し、整備する。

⑤　当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はグループ企業としての運営を行うにあたり、グループ全体の内部統制、コンプライアンス、リスク管理体制等に関し定期的に監査を実施する。

監査室はグループ会社に対し内部監査を実施し、グループ会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

監査役は会計監査人及び監査室と密接な連携を取り、グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行う。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、選任の監査役業務補助者を置くものとし、当該使用人は監査役スタッフ業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。また、当該使用人の人事異動にあたっては、監査役会と事前に協議を行い、取締役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役会からの独立性を確保する。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。

当社の取締役・執行役員及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

子会社の取締役・使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

当社内部監査室、総務部等は、定期的に当社監査役に対する報告を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長若しくは会計監査人と、必要に応じて適宜意見交換を実施し、また、当社では複雑かつ高度化する監査業務に適切に対応できる社外監査役を選任し、取締役会から独立した体制を敷いている。

⑨　取締役・使用人全員の信頼性のある財務報告を重視するための体制

当社及び当社グループ内のすべての取締役及び使用人は、財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、自らの権限と責任の範囲で、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）への適切な整備及び運用をする。

⑩　適正な財務報告を実現するための体制

一般に公正妥当と認められる会計基準その他の関連法規に準拠し作成した財務報告を適時に開示することにより、情報開示の透明性及び公平性の確保に努める。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備に関する体制

市民社会の秩序を脅かす反社会的勢力に対し断固、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除する。企業活動における社会的責任を果たすことを基本方針とする。企業防衛の観点からも必要不可欠な要請であり、コンプライアンスの認識のもと、反社会的勢力による被害を防止するための対策に取り組む。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、多年度にわたり業務の適正化を図るために必要な体制作りとして「内部統制システムの整備」を毎年取締役会の決議としております。

当事業年度の開始時に、過去3カ年連続に当社グループの全社員が一同に集合し、グループ全体の方向性や業務方針の統制をはかる目的で、合同会議を開催しております。また、中長期経営計画や各会社の役職者からの今後の事業に関する発表等を行い社内統制をはかっております。

当社及び当社グループの適正な業務の運用として、ＣＳＲ委員会を毎月開催し、コンプライアンスに関する報告、内部監査室より内部統制に関する整備・運用評価の報告、その他日々刻々と変化する環境に対応しうる体制の構築、実施をしております。

以上のことから、内部統制システムは適正に運用されているものと評価しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
流動資産	**2,098,050**	**流動負債**	**254,930**
現金及び預金	730,211	支払手形及び買掛金	47,217
受取手形及び売掛金	241,189	未払金	124,121
商品及び製品	350	未払法人税等	9,003
販売用不動産	295,986	預り金	38,420
仕掛販売用不動産	178,369	売上値引引当金	393
仕掛品	1,517	アフターコスト引当金	1,323
原材料及び貯蔵品	7,899	その他	34,451
前渡金	94,000		
短期貸付金	461,796		
未収入金	32,250		
繰延税金資産	24,030		
その他	30,449		
固定資産	**310,456**		
有形固定資産	**113,799**	**固定負債**	**120,107**
建物及び構築物	143,231	長期借入金	109,127
減価償却累計額	△82,606	退職給付に係る負債	8,078
機械装置及び運搬具	3,428	その他	2,901
減価償却累計額	△2,854		
工具器具備品	7,460		
減価償却累計額	△6,530		
土地	28,296		
リース資産	3,700		
減価償却累計額	△2,898		
建設仮勘定	22,572	**負債合計**	**375,038**
無形固定資産	**106,152**	**純資産の部**	
のれん	95,748	**株主資本**	**1,726,991**
その他	10,403	資本金	1,809,186
投資その他の資産	**90,504**	資本剰余金	341,539
投資有価証券	4,026	利益剰余金	△423,444
破産更生債権等	622,127	自己株式	△290
出資金	551	**その他の包括利益累計額**	**963**
損害賠償請求権	70,057	その他有価証券評価差額金	963
その他	85,927	**新株予約権**	**305,514**
貸倒引当金	△692,185	**純資産合計**	**2,033,468**
資産合計	**2,408,507**	**負債純資産合計**	**2,408,507**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成29年１月１日
至　平成29年12月31日）

（単位：千円）

科目		金額
売上高		2,355,196
売上原価		1,465,159
売上総利益		890,037
販売費及び一般管理費		941,525
営業損失		51,488
営業外収益		
受取利息	15,677	
受取配当金	56	
その他	1,318	17,052
営業外費用		
支払利息	38	
控除対象外消費税	7,596	
その他	284	7,919
経常損失		42,355
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社株式売却損	26,666	26,666
税金等調整前当期純損失		69,022
法人税、住民税及び事業税	11,721	
法人税等調整額	△20,687	△8,965
当期純損失		60,056
親会社株主に帰属する当期純損失		60,056

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成29年１月１日
至　平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,782,061	314,414	△363,387	△290	1,732,797
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	27,125	27,125			54,250
親会社株主に帰属する当期純損失			△60,056		△60,056
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	27,125	27,125	△60,056	－	△5,806
当連結会計年度末残高	1,809,186	341,539	△423,444	△290	1,726,991

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	229	229	225,441	1,958,468
当連結会計年度変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				54,250
親会社株主に帰属する当期純損失				△60,056
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	733	733	80,073	80,807
当連結会計年度変動額合計	733	733	80,073	75,000
当連結会計年度末残高	963	963	305,514	2,033,468

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　５社

・連結子会社の名称　株式会社ルーデン･ライフサービス
株式会社ルーデン･ビルマネジメント
株式会社ツーエム
株式会社Ｒ・Ｔ・Ｓリンケージ
株式会社Ｐ２Ｐ ＢＡＮＫ

・連結の範囲の変更　当連結会計年度から株式会社Ｒ・Ｔ・Ｓリンケージ及び株式会社Ｐ２Ｐ ＢＡＮＫを連結の範囲に含めております。これは、株式会社Ｒ・Ｔ・Ｓリンケージについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、株式会社Ｐ２Ｐ ＢＡＮＫについては、同社の株式を取得し、子会社としたことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めることとしたものであります。
なお、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社エルトレードについては、同社の全株式を売却し、子会社ではなくなったため、連結の範囲から除いております。

② 非連結子会社の状況　該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項　該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

・商品　先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・原材料　先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用し

ております。

・仕掛品　個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品　最終仕入原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・販売用不動産　個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛販売用不動産　個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　当社及び連結子会社は主として建物（建物附属設備を除く）及び平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却によっております。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法によっております。

ハ．リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ニ．長期前払費用　定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　当社及び連結子会社５社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　連結子会社２社は、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．売上値引引当金　　連結子会社１社は、将来発生する売上値引に備えるため、過去の値引実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

ニ．アフターコスト引当金　　連結子会社１社は、コーティング施工及びリフォーム工事等の無償保証費用等のアフターコストの支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

④　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準　　連結子会社１社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

ロ．消費税等の会計処理　　税抜処理を採用しております。

ハ．連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

ニ．のれんの償却　　のれんの償却については、発生日以後、投資効果の発現する期間10年以内で均等償却しております。

２．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

３．連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,011,300株	350,000株	－株	10,361,300株

（注）発行済株式の総数の増加は、ストック・オプションの行使による増加分であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	200株	－株	－株	200株

(3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度増加	当連結会計年度末	
当社	平成25年新株予約権	普通株式	800,000	－	350,000	450,000	－
合計		－	800,000	－	350,000	450,000	－

５．金融商品に関する注記
(1) 金融商品の状況に関する事項
① 金融商品に対する取組方針
当社グループは、事業計画等に照らして、必要な資金（主に第三者割当増資など）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を関連当事者より調達しております。なお、デリバティブ取引は現在利用しておりません。
② 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。
営業債務である支払手形及び買掛金、未払金並びに未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。
③ 金融商品に係るリスク管理体制
イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社連結子会社は、連結子会社各社における債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
当社連結子会社は、営業債権債務について、現金決済を原則としているため、金利変動リスクはありません。
有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。
ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社及び当社連結子会社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)　現金及び預金	730,211	730,211	－
(2)　受取手形及び売掛金	241,189	241,189	－
(3)　短期貸付金	461,796	461,796	－
(4)　投資有価証券	4,026	4,026	－
資産計	1,437,222	1,437,222	－
(1)　支払手形及び買掛金	47,217	47,217	－
(2)　未払金	124,121	124,121	－
(3)　未払法人税等	9,003	9,003	－
(4)　長期借入金	109,127	109,077	△50
負債計	289,470	289,420	△50

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1)　現金及び預金、(2)　受取手形及び売掛金、(3)短期貸付金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)　投資有価証券

これらの時価については、主に市場価格によっております。

負　債

(1)　支払手形及び買掛金、(2)　未払金、(3)　未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)　長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

６．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	166円77銭
(2) １株当たり当期純損失	△5円93銭

８．重要な後発事象に関する注記

（第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行）

当社は、平成30年１月10日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行を行うことについて決議いたしました。なお、平成30年１月26日に払込が完了いたしました。その概要は以下のとおりであります。

(1)第三者割当による新株式発行の概要

①払込期日	平成30年１月26日
②発行新株式数	普通株式 1,011,100株
③発行価額	１株につき370円
④発行価額の総額	374,107千円
⑤資本組入額	１株につき185円
⑥資本組入額の総額	187,053千円
⑦割当方法及び割当先	第三者割当による新株式の発行 （割当先）チャイナトラベル１号有限責任事業組合
⑧資金の使途	販売用不動産取得、新築マンション建設に向けた土地仕入に充当する予定であります。
⑨その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。

(2)第三者割当による新株予約権発行の概要

①割当日	平成30年１月26日
②新株予約権の総数	10,111個（新株予約権１個当たり100株）
③発行価額	新株予約権１個につき518円
④当該発行による潜在株式数	1,011,100株
⑤資金調達の額 （新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	379,344千円 （内訳）新株予約権の発行による調達額：5,237千円 新株予約権の行使による調達額：374,107千円
⑥行使価額	370円
⑦行使期間	平成30年１月26日から平成32年１月25日 （但し、「⑩その他」取得条項に従って、当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）

⑧割当方法及び割当先	第三者割当による新株予約権の発行 （割当先）チャイナトラベル２号有限責任事業組合
⑨資金の使途	新築マンション建設に向けた土地仕入に充当する予定であります。
⑩その他	譲渡制限 本新株予約権の当該権利の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。 取得条項 本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権１個につき本新株予約権１個当たりの払込価額と同様で、取得日に残存する本新株予約権全部又は一部を取得することができます。 その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。

９．資産除去債務に関する注記

当社及び当社連結子会社５社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等において、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、また現在のところ、移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

10. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

１．企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称

株式会社Ｐ２Ｐ　ＢＡＮＫ

事業の内容

ソフトウェア・コンテンツ事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社Ｐ２Ｐ ＢＡＮＫは、４Ｋ／８Ｋ・３Ｄ・ＶＲ・ＡＲと2020年に向けて益々多様化する映像業界において、他社とは一線を画した独自の特許技術を有し、急成長が見込まれます。また、独自の３Ｄ技術による脳トレーニングサービスを開発し、年々増加する認知症予防対策事業も手掛けており、既に介護業界大手企業と協業していることから、当社グループの発展と企業価値の向上に寄与すると判断し、今後の成長が大いに見込める分野について、積極的に参入するためであります。

(3) 企業結合日

平成29年５月29日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

取得後の議決権比率　54.5%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるもの

２．連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年５月29日から平成29年12月31日までの業績を当連結会計年度に係る連結損益計算書に含めております。

３．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	7,500千円
取得原価		7,500千円

４．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

101,679千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものです。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

５．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	69千円
固定資産	500千円
資産合計	569千円
流動負債	4,371千円
固定負債	109,127千円
負債合計	113,499千円

６．企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

事業分離

１．事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

合同会社Ｔ．Ｒ．Ｋ

(2) 分離した事業の内容

連結子会社：株式会社エルトレード

事業の内容：総合不動産事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社の連結子会社であった株式会社エルトレードは、不動産の開発、分譲及びマンションやビルの買い取りを行い、それをバリューアップし再販をする事業を行ってまいりました。この度、当社グループで検討を重ねた結果、経営の効率化を図り、企業価値向上に寄与するとの判断に至り、保有する株式会社エルトレードの株式すべてを譲渡することにいたしました。

(4) 事業分離日

平成29年５月31日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

２．実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

26,666千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	333,610千円
固定資産	873千円
資産合計	334,484千円
流動負債	306,717千円
固定負債	1,000千円
負債合計	307,717千円

(3) 会計処理

株式会社エルトレードの連結上の帳簿価額と売却価額との差額を関係会社株式売却損として、特別損失に計上しております。

３．分離した事業が含まれていた報告セグメント

総合不動産事業

４．当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	114,297千円
営業損失	11,238千円

５．継続的関与の概要

当社は平成29年12月31日現在、同社に対して214,796千円の貸付を行っております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年２月14日

ルーデン・ホールディングス株式会社
　取締役会　御中

霞友有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　依田　友吉　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山崎　安通　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ルーデン・ホールディングス株式会社の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ルーデン・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年1月10日開催の取締役会において販売用不動産取得及び新規マンション建設に向けた土地仕入資金を調達するため、第三者割当による新株式及び新株予約権の募集を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸　借　対　照　表

（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
流動資産	**1,474,092**	**流動負債**	**184,888**
現金及び預金	589,121	短期借入金	25,500
販売用不動産	240,812	未払金	28,410
前払費用	8,868	未払法人税等	5,760
短期貸付金	524,046	前受金	178
未収入金	89,647	預り金	119,074
繰延税金資産	21,128	リース債務	824
その他	468	その他	5,141
固定資産	**511,648**		
有形固定資産	**76,208**	**固定負債**	**2,901**
建物及び構築物	49,903	繰延税金負債	2,831
減価償却累計額	△8,894	長期リース債務	69
工具器具備品	2,329		
減価償却累計額	△2,228		
土地	34,295	**負債合計**	**187,789**
リース資産	3,700	**純資産の部**	
減価償却累計額	△2,898	**株主資本**	**1,492,437**
無形固定資産	**403**	**資本金**	**1,809,186**
その他	403	**資本剰余金**	**341,539**
投資その他の資産	**435,036**	資本準備金	341,539
投資有価証券	0	**利益剰余金**	**△657,998**
関係会社株式	369,600	その他利益剰余金	△657,998
破産更生債権等	616,403	別途積立金	110,000
敷金及び保証金	57,040	繰越利益剰余金	△767,998
ゴルフ会員権	7,800	**自己株式**	**△290**
その他	595	**新株予約権**	**305,514**
貸倒引当金	△616,403	**純資産合計**	**1,797,951**
資産合計	**1,985,741**	**負債純資産合計**	**1,985,741**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成29年１月１日
至　平成29年12月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**271,842**
売上原価		**－**
売上総利益		**271,842**
販売費及び一般管理費		**281,938**
営業損失		**10,096**
営業外収益		
受取利息	18,147	
その他	195	18,343
営業外費用		
支払利息	2,296	
控除対象外消費税	248	
その他	147	2,692
経常利益		**5,554**
特別損失		
関係会社株式売却損	49,900	
債権放棄損	34,596	84,496
税引前当期純損失		**78,942**
法人税、住民税及び事業税		9,045
法人税等調整額		△21,128
当期純損失		**66,859**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成29年１月１日
至　平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,782,061	314,414	314,414	110,000	△701,138	△591,138
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	27,125	27,125	27,125			
当期純損失					△66,859	△66,859
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	27,125	27,125	27,125	－	△66,859	△66,859
当期末残高	1,809,186	341,539	341,539	110,000	△767,998	△657,998

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△290	1,505,046	225,441	1,730,487
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）		54,250		54,250
当期純損失		△66,859		△66,859
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			80,073	80,073
当期変動額合計	－	△12,609	80,073	67,463
当期末残高	△290	1,492,437	305,514	1,797,951

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・販売用不動産　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　当社は主として建物（建物附属設備を除く）及び平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）による定額法によっております。

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年２月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用　定額法

なお、償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．消費税等の会計処理　　税抜処理を採用しております。

ロ．連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

２．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	140,470千円
短期金銭債務	165,651千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	255,000千円
② 営業取引以外の取引	6,713千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	200株	－株	－株	200株

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

繰延税金資産（流動）	
一括償却資産損金算入限度超過額	10
未払事業税否認額	1,568
繰越欠損金	19,551
繰延税金資産（流動）小計	21,129
繰延税金資産（流動）合計	21,129
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金損金算入限度額	190,222
関係会社株式評価損	35,905
投資有価証券評価損	3,087
減損損失	850
繰越欠損金	46,943
その他	653
繰延税金資産（固定）小計	277,660
評価性引当額	△277,660
繰延税金資産（固定）合計	－

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

7．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ルーデン・ライフサービス	所有 直接 100	連結子会社	業務委託費	180,000		
				受託金の受取	2,000	預り金	57,000
				受託金の返済	2,000	未払費用	912
				受託金の金利	859		
	株式会社ルーデン・ビルマネジメント	所有 直接 100	連結子会社	業務委託費	60,000	未収入金	43,200
				借入金の返済	22,000	短期借入金	25,500
				借入金の金利	498	預り金	60,000
				受託金の金利	899	未払費用	1,071
	株式会社P2P BANK	所有 直接 54.5	連結子会社	貸付金の支出	81,250		
				増資の支出	22,500	未収入金	442
				貸付金の金利	442	短期貸付金	81,250
	株式会社エルトレード	所有 直接 100	連結子会社	業務委託費	15,000		
				貸付金の支出	86,000		
				貸付金の返済	99,000	－	－
				貸付金の金利	2,034		
				債権放棄損	34,596		

(注) 1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価額等を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。

3．当社は平成29年５月31日付で株式会社エルトレード株式を売却いたしました。このため、平成29年５月30日までの取引を記載しております。また、同社株式の売却条件を協議した結果、同社に対する債権の一部を放棄しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	株式会社東京セキュリティ	－	資金の貸付等	貸付金の金利	13,679	未収入金 短期貸付金	18,739 228,000
役員及びその近親者	西岡　進	－	当社取締役	債務被保証	13,679	－	246,739
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	合同会社T．R．K	－	株式譲渡等	子会社株式の売却 売却代金 売却損	 100 49,900	－	－

(注) 1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価額等を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。

3．債務被保証については、株式会社東京セキュリティへの貸付金について債務保証を受けております。

4．子会社株式の売却価額は、子会社の純資産等を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	西岡　孝	(被所有) 直接　1.22	当社代表取締役社長	新株予約権の権利行使	12,000	－	－
役員	西岡　進	(被所有) 直接　1.22	当社取締役	新株予約権の権利行使	12,000	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．平成24年３月16日開催の定時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

2．取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　144円04銭

(2) １株当たり当期純損失　6円60銭

９．重要な後発事象に関する注記

（第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行）

当社は、平成30年１月10日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行を行うことについて決議いたしました。なお、平成30年１月26日に払込が完了いたしました。その概要は以下のとおりであります。

(1)第三者割当による新株式発行の概要

①払込期日	平成30年１月26日
②発行新株式数	普通株式 1,011,100株
③発行価額	１株につき370円
④発行価額の総額	374,107千円
⑤資本組入額	１株につき185円
⑥資本組入額の総額	187,053千円
⑦割当方法及び割当先	第三者割当による新株式の発行 （割当先）チャイナトラベル１号有限責任事業組合
⑧資金の使途	販売用不動産取得、新築マンション建設に向けた土地仕入に充当する予定であります。
⑨その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。

(2)第三者割当による新株予約権発行の概要

①割当日	平成30年１月26日
②新株予約権の総数	10,111個（新株予約権１個当たり100株）
③発行価額	新株予約権１個につき518円
④当該発行による潜在株式数	1,011,100株
⑤資金調達の額 （新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	379,344千円 （内訳）新株予約権の発行による調達額：5,237千円 新株予約権の行使による調達額：374,107千円
⑥行使価額	370円
⑦行使期間	平成30年１月26日から平成32年１月25日 （但し、「⑩その他」取得条項に従って、当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）
⑧割当方法及び割当先	第三者割当による新株予約権の発行 （割当先）チャイナトラベル２号有限責任事業組合
⑨資金の使途	新築マンション建設に向けた土地仕入に充当する予定

	であります。
⑩その他	譲渡制限 本新株予約権の当該権利の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。 取得条項 本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権１個につき本新株予約権１個当たりの払込価額と同様で、取得日に残存する本新株予約権全部又は一部を取得することができます。 その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。

10. 資産除去債務に関する注記

賃貸借契約に基づき使用する事務所等において、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、また現在のところ、移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

11. 企業結合に関する注記

「連結注記表【企業結合に関する注記】」に記載しているため、注記を省略しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年２月14日

ルーデン・ホールディングス株式会社
　取締役会　御中

霞友有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　依田　友吉　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山崎　安通　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ルーデン・ホールディングス株式会社の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年1月10日開催の取締役会において販売用不動産取得及び新規マンション建設に向けた土地仕入資金を調達するため、第三者割当による新株式及び新株予約権の募集を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人霞友有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人霞友有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年２月21日

ルーデン・ホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　小菅 龍之介　㊞

社外監査役　山田　　努　㊞

社外監査役　小山 信二郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

グループ会社相互間の連結の強化と業務効率向上のため、現行定款第３条（本店の所在地）を東京都新宿区から東京都渋谷区に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。
（新　設）	（附則） 第３条（本店の所在地）の変更は、今期中に移転を行い、本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	西岡　孝（にしおか　たかし） (昭和21年５月４日生)	昭和45年４月　共信商事株式会社　入社 昭和51年８月　岡山大東住宅株式会社　取締役就任 昭和59年６月　菱和地所株式会社　取締役就任 昭和60年１月　株式会社菱和ライフクリエイト取締役就任（現クレアスライフ株式会社） 平成18年11月　株式会社日本ライフクリエイト取締役就任 平成20年５月　当社執行役員副社長 平成20年５月　株式会社ルーデン・ビルマネジメント　代表取締役就任(現任) 平成20年５月　当社取締役就任 平成20年６月　当社代表取締役就任(現任) 平成27年７月　株式会社ツーエム　代表取締役就任(現任) 平成29年９月　株式会社Ｒ・Ｔ・Ｓリンケージ代表取締役就任(現任)	127,000株
2	西岡　進（にしおか　すすむ） (昭和29年４月28日生)	昭和48年10月　山下大島法律事務所　入所 昭和58年８月　株式会社東京三洋ホーム　入社 昭和60年１月　株式会社菱和ライフクリエイト代表取締役就任（現クレアスライフ株式会社） 平成17年９月　株式会社日本ライフクリエイト取締役就任（現任） 平成20年３月　ヴィジョン・ウエスト株式会社代表取締役就任（現任）（現株式会社ネオ・クラシカ） 平成20年８月　当社取締役就任 平成20年８月　株式会社ウエスト　代表取締役就任（現任） 平成21年９月　当社取締役会長就任（現任） 平成29年７月　株式会社Ｐ２Ｐ　ＢＡＮＫ　取締役就任（現任）	127,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	佐々木（ささき） 悟（さとる） (昭和35年８月19日生)	昭和58年４月　協立証券株式会社　入社（現エイチ・エス証券株式会社） 平成20年５月　当社執行役員　経営戦略室付 平成20年７月　当社管理本部長（現任） 平成20年８月　当社取締役就任（現任） 平成21年４月　株式会社エルトレード取締役就任 平成21年５月　株式会社ルーデン・ビルマネジメント　取締役就任（現任） 平成22年１月　株式会社ルーデン・ライフサービス　代表取締役就任（現任）	21,700株
4	丸山（まるやま）一郎（いちろう） (昭和38年４月21日生)	平成４年３月　ＢＭＣソフトウエア株式会社入社 平成12年10月　ジョンソン＆ウェスターフィールド法律事務所　入所 平成15年10月　弁護士登録　丸山法律事務所入所 平成18年10月　東京中央総合法律事務所　パートナー弁護士として設立 平成19年５月　当社社外取締役就任(現任) 平成24年１月　東京晴和法律事務所　パートナー弁護士として設立（現任）	1,500株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．丸山一郎氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．丸山一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と幅広い見識及び会社経営の経験を当社の経営にいかしていただくことを期待したためであります。

４．丸山一郎氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって10年10ヶ月であります。

５．社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は丸山一郎氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
なお、丸山一郎氏の再任が承認された場合、当社は丸山一郎氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役山田努氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
やまだ　つとむ 山　田　　努 （昭和15年12月29日生）	昭和38年４月　松本裕事務所　入所 昭和42年４月　税理士登録 昭和42年４月　山田努税理士事務所開業　代表（現任） 平成16年11月　株式会社カプセルデヴィジョン監査役就任（現任） 平成18年11月　株式会社日本ライフクリエイト監査役就任（現任） 平成19年９月　株式会社イーストアンドウエスト監査役就任（現任） 平成19年10月　株式会社ピーチジャム監査役　就任（現任） 平成20年３月　株式会社ランドネットワーク監査役　就任（現任） 平成20年６月　株式会社ウエスト監査役　就任（現任） 平成20年７月　株式会社東京セキュリティ監査役　就任（現任） 平成20年８月　当社社外監査役　就任（現任） 平成29年７月　株式会社Ｐ２Ｐ　ＢＡＮＫ監査役　就任（現任）	0株

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 山田努氏は、社外監査役候補者であります。

3. 山田努氏を社外監査役候補者とした理由は、山田努氏は、直接会社経営に関与された経験がありませんが、税理士の資格を有しておりますので、財務など幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。

4. 山田努氏の当社の監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって9年7ヶ月であります。

5. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は山田努氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

なお、山田努氏の再任が承認された場合、当社は山田努氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.e-sokai.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。

操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の読取説明書をご確認ください。

（「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成30年3月27日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

4．議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

5．インターネットによって複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

6．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1．パソコンを利用する場合

(1) インターネットにアクセスできること。

(2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

(3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft ® Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降を使用できること。

(4) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

(5) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは、米国 Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

2．携帯電話を利用する場合

(1) 「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」 のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。

(2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

※ｉモードは株式会社ＮＴＴドコモ、EZwebはＫＤＤＩ株式会社、Yahoo!は、米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　日本証券代行㈱代理人部

【ウェブサポート専用ダイヤル】　0120-707-743　（フリーダイヤル）

受付時間　9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都新宿区新宿六丁目14番１号
新宿文化センター小ホール
平成30年３月28日（水曜日）午前10時30分（午前10時開場）



交通アクセス
・ＪＲ「新宿」駅東口　徒歩15分
・西武新宿線「西武新宿」駅　徒歩15分
・東京メトロ副都心線「新宿三丁目」駅Ｅ１出口　徒歩７分
・都営新宿線「新宿三丁目」駅Ｃ７出口　徒歩９分
・東京メトロ丸ノ内線「新宿三丁目」駅Ｂ３出口　徒歩10分
・都営大江戸線・東京メトロ副都心線「東新宿」駅Ａ２出口　徒歩７分